

令和8年6月3日  
関東運輸局  
自動車技術安全部技術課

## 自動車検査証の有効期間を延長します

～令和8年台風第6号の影響を受けて～

令和8年台風第6号による大雨の影響に伴い、東京運輸支局（品川区東大井1丁目12番17号）に【避難指示】、神奈川運輸支局（横浜市都筑区池辺町3540番地）に【避難指示】、川崎自動車検査登録事務所（川崎市川崎区塩浜3丁目24番1号）に【避難指示】、湘南自動車検査登録事務所（平塚市東豊田字道下369-10）に【高齢者等避難】が発令されたことから本日（6月3日）閉庁しました。

このことから、当該支局・事務所が管轄している地域※に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間の満了する日が令和8年6月3日の自動車について、令和8年6月4日まで自動車検査証の有効期間を延長します。

※【東京都】 千代田区、中央区、港区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、島しょ（検査対象軽自動車を除く）

【神奈川県】 横浜市、横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、三浦郡、川崎市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、南足柄市、高座郡、中郡、足柄上郡及び足柄下郡

1. 道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、自動車検査証の有効期間を延長することとし、本日付けで東京運輸支局長名及び神奈川運輸支局長名で公示しましたのでお知らせします。

### ○対象となる車両

東京都及び神奈川県のうち対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間の満了する日が令和8年6月3日のもの。

（有効期間の満了する日の確認は、お手持ちの自動車検査証の有効期間の満了する日（赤枠欄）をご覧ください。なお、電子車検証の場合は自動車検査証記録事項若しくは車検証閲覧アプリでご確認ください。）

有効期間の満了する日 令和8年6月3日

紙の自動車検査証

電子化された自動車検査証

自動車検査証記録事項

自動車検査標章（車室内側）

車検証閲覧アプリはこちらからダウンロードできます。  
<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/user/application/>

○伸長後の有効期間満了日

自動車検査証の有効期間の有効期間を満了する日を令和8年6月4日まで伸長

○継続検査の手続き

対象車両については令和8年6月4日までに継続検査を受検すれば引き続き自動車をご使用いただけます。

なお、有効期間の伸長による自動車検査証の記載変更の手続きは不要です。

○自動車損害賠償責任保険（共済）の手続き（締結手続の特例措置）

対象車両の自動車損害賠償責任保険の保険契約のうち、継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、継続契約の締結手続きが令和8年6月4日を限度として猶予されます。

詳しくは契約先の自動車損害賠償責任保険（共済）代理店等にご相談ください。

2. 今後、対象地域の状況等に応じ、有効期間の再伸長等を検討してまいります。

<お問い合わせ先>

○車検伸長全体の取扱いについて

自動車技術安全部技術課 木島、島田

TEL：045-211-7255（直通） FAX：045-201-8813

○自動車損害賠償責任保険（共済）について

自動車交通部 旅客第一課 五十嵐、大澤

TEL：045-211-7245（直通）

[配布先]

横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、都庁記者クラブ、物流専門紙、関東運輸局記者会（ハイタク等専門紙）

(参考1) 参照条文

道路運送車両法（昭和26年 法律第185号）（抜粋）

第61条の2 国土交通大臣は、一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、継続検査を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて伸長する旨を公示することができる。

2 前項の公示があつた場合には、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間は、公示の定めるところにより伸長したものとみなす。

(参考2) 東京運輸支局長及び神奈川運輸支局長の公示の内容

(参考2)

# 公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車（検査対象軽自動車を除く）であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和8年6月3日のものは、令和8年6月4日をもって満了するものとする。

## 記

千代田区、中央区、港区、品川区、目黒区、大田区、  
世田谷区、渋谷区、島しょ

令和8年6月3日

関東運輸局 東京運輸支局長

# 公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和8年6月3日のものは、令和8年6月4日をもって満了するものとする。

## 記

横浜市、横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、三浦郡、川崎市、平塚市、  
藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、南足柄市、高座郡、  
中郡、足柄上郡及び足柄下郡

令和8年6月3日

関東運輸局 神奈川運輸支局長